記載要領

１．最上段の届出日及び届出番号の欄には記載しないこと。

２．数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。

３．「法人番号」とは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第15項に規定する「法人番号」を指す。なお、法人番号を記載する欄に、同条第５項に規定する「個人番号」を記載しないこと。

４．「法人等」には、法人格を有しない団体等も含まれる。

５．届出日は、本届出書が個人情報保護委員会に到達した日を指す。

６．２．（２）の欄には、個人情報の保護に関する法律第18条第１項の規定により、本人に通知し、若しくは公表した利用目的又は同条第２項の規定により、本人に対して明示した利用目的の該当箇所を記載すること。

７．５の「法令等」には個人情報の保護に関する法律も含まれる。例えば要配慮個人情報を同法第23条第２項の規定により第三者に提供することはできない。

８．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

記載要領

１．最上段の届出日及び届出番号の欄には記載しないこと。

２．数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。

３．「法人番号」とは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第15項に規定する「法人番号」を指す。なお、法人番号を記載する欄に、同条第５項に規定する「個人番号」を記載しないこと。

４．「法人等」には、法人格を有しない団体等も含まれる。

５．届出日は、本届出書が個人情報保護委員会に到達した日を指す。

６．２．（２）の欄には、個人情報の保護に関する法律第18条第１項の規定により、本人に通知し、若しくは公表した利用目的又は同条第２項の規定により、本人に対して明示した利用目的の該当箇所を記載すること。

７．５の「法令等」には個人情報の保護に関する法律も含まれる。例えば要配慮個人情報を同法第23条第２項の規定により第三者に提供することはできない。

８．本届出書には届出者により記名押印又は署名をすること。

９．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。